

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 長谷川 弘

南スーダン共和国「ナイル架橋建設計画準備調査」
最終報告書案に対するコメント

コメント検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2011年10月24日（月）14:00～15:30
- ・ 場所：JICA本部（会議室：1階 111会議室）
- ・ ワーキンググループ委員：石田委員、谷本委員、長谷川委員、原嶋委員、村山委員
- ・ 議題：南スーダン共和国「ナイル架橋建設計画準備調査」最終報告書案についてのコメント（案）作成
- ・ 配付資料：
 - 1) Draft Final Report（EIA）（英文）（以下「EIA案」）
 - 2) Draft Final Report（RAP）（英文）（以下「RAP案」）
 - 3) 答申対処方針案
 - 4) EIA案 補足資料
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004年4月）
（助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける）

全体会合（第18回委員会）

- ・ 日時：2011年11月4日（金） 15:30～18:30
- ・ 場所：JICA本部（会議室：2階 229会議室）

上記の会合に加え、メール審議によりコメントを確定した。

コメント

全体事項について

1. 実施機関の実施能力については、省庁間会議の設立、実施予算の確保を含む自助努力を明記し、詳細設計時に予定されている実施機関の環境社会配慮に係る能力強化プログラムについても記述すること。

環境配慮（汚染対策等）について

2. C3 道路は現状ではほとんど自動車の通行がないが(EIA 案 p.29)、プロジェクト対象地域のベースライン値を踏まえて、大気汚染の評価を見直すこと。
3. EIA 案 6 章の現状データで示されている河川水や地下水、土壌に関する測定結果から、重金属類が基準値以上に検出されている場合があることから、廃棄物処分場へ投棄される物質による環境影響に配慮することの必要性について検討すること。
4. EIA 案 の表 6-9 で示されている表流水・地下水の分析結果に、その後に記述されているニッケル、銅、鉄、マグネシウム等の重金属が含まれていないため、整合性を確認すること。
5. EIA 案 p.48 で示されている土壌汚染の測定結果のうち、鉛の測定結果が高い理由について、可能な範囲で記述すること。
6. EIA 案表 8-1 に示されている Environmental Management Plan (EMP)策定のための影響評価のうち、moderate と more or less の根拠が不明確であるため、明示すること。
7. 答申対処方針案 20.に関連して、工事活動（トラックの出入り、作業場の確保、資機材置き場、取水排水等）が住民による生活用水、農業用水の利用に影響を与えないように、その対策を記述すること。

環境配慮（自然環境等）について

8. EIA 案 p.69 大気汚染による動植物、生態系への影響について、将来的な交通量の増大を考慮したモニタリングの必要性を検討すること。

社会配慮（住民移転、生活・生計等）について

9. EIA 案 p.18 について、帰還者の増大などによって事業地における非正規住民が今後顕著に増えるおそれはないのか確認すること。
10. EIA 案 p.28 について、被影響世帯のインタビュー調査の背景として示唆される土地の紛争の内容および、この紛争の解決なしに住民移転が円滑に進められるのか確認すること。
11. EIA 案 p.37 について、マンゴ、パパイヤ、ニームなどの樹木に関する権利の帰属についてのルール、慣習について確認すること。
12. RAP 案 表 4-1 について、当該地域における淡水面漁業の現状を明らかにし、必要であれば、専業・副業を問わず漁業を営む人々へ事業が与えるインパクト、緩和策、およびモニタリング計画について記述すること。
13. RAP 案 p.11 について、センサスにおいて面接が終わっていない 14 世帯について、実

施予定である最終調査の結果を追記すること。

14. RAP 案 p.31 について、移転先のインフラ整備については、Tokiman West Lukata Moroyok の水道計画のみ記述されているため、その他のインフラの整備予定について可能な限り記述すること。
15. RAP 案 7.2 Assistance の最終項で提案された職業訓練について、内容をより詳細かつ具体的に記載すること。
16. RAP 案 表 8-1 の補償マトリクスの Employment Opportunity for PAPs の右の欄に (Farmer, fisherman, brick manufacturer and anybody whose livelihoods are affected by the project) を追記すること。

社会配慮（文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）について

17. EIA 案 p.77 について、景観保全の一環として、アクセス道路部分の斜面の芝張りを行うとともに、街路樹を植えつけることも検討すること。その際、可能な限り、在来種とすること。
18. RAP 案 10.1 Conclusion (2)Local Economy で、the job chances jump up and local economy improves drastically and new infrastructure will be set とあるが、この事業の実施の結果として想定される就業機会の増大、それに伴う経済の増進、また新たなインフラの促進などを具体的に記載すること。
19. EIA 案の EMP で記述されている交通事故対策が、安全確保を含めた Health Management Plan に反映していないので、内容の整合を図ること。

ステークホルダー協議・情報公開について

20. EIA 案 p.84(2) Who should be participated において、NGO や学識者、必要に応じてマスメディアも加えること。さらに住民は、PAPs のみならず、関連する住民にも呼びかけを行い、参加の機会を与えること。

モニタリング計画について

21. EIA 案 Table 8-1 で impact が Negligible や Improved とされたり、対策が Not required となっているにもかかわらず、モニタリング項目とされる合理的説明を記載すること。
22. EIA 案 Table 8-2 のモニタリング期間は、より中長期的に 2018 年以降も検討すること。また、項目ごとの基準値・目標値を示す欄を設定し、モニタリング結果の評価基準とすること。
23. EIA 案 Table 8-2 の RAP 関連モニタリング項目について、回数を記載すること。

以 上